

議案第3号

守谷市情報公開条例及び守谷市個人情報保護条例
の一部を改正する条例

守谷市情報公開条例及び守谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年3月6日提出

守谷市長 会田 真一

平成 年 月 日 原案 決

守谷市情報公開条例及び守谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例
(守谷市情報公開条例の一部改正)

第1条 守谷市情報公開条例（平成10年守谷町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ただし書中「第13条」を「第14条」に改める。

第19条を第20条とし、第13条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項第1号中「第8条」を「第9条」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とする。

第9条第1項中「を決定し」を「の決定（第8条の規定により公開の請求を拒否するとき及び公開の請求に係る市政情報を保有していないときの決定を含む。）をし」に改め、同条を第10条とする。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（市政情報の存否に関する情報）

第8条 公開の請求に対し、当該公開の請求に係る市政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第6条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該市政情報の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる。

（守谷市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 守谷市個人情報保護条例（平成13年守谷町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「決定」の次に「（第18条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときの決定を含む。）」を加える。

第29条を第30条とし、第23条から第28条までを1条ずつ繰り下げる。

第22条第2項中「第19条及び第20条」を「第20条及び第21条」に改め、同条を第23条とする。

第21条第2項中「第19条」を「第20条」に改め、同条を第22条とする。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（個人情報の存否に関する情報）

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第16条各号のいずれかに該当する情報を開示する

こととなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(守谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)
- 2 守谷市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成13年守谷町条例第35号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「第12条」を「第13条」に、「第24条」を「第25条」に改める。

提案理由（議案第3号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、情報公開請求及び個人情報開示請求があった場合に、非公開又は不存在と回答しても、そのことだけで、保護されるべき個人の権利利益や確保されるべき公益を損なうおそれがあることから、当該請求に係る情報が存在するか否かを明らかにしないで当該請求を拒否できる処分を規定するほか、情報が存在しない場合の規定を整理するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市情報公開条例新旧対照表

改 正	現 行
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 及び (2) (略)	(1) 及び (2) (略)
(3) 市政情報の公開 実施機関が市政情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。ただし、 <u>第14条及び附則第3項の規定を除く。</u>	(3) 市政情報の公開 実施機関が市政情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。ただし、 <u>第13条及び附則第3項の規定を除く。</u>
<u>(市政情報の存否に関する情報)</u>	(新規)
<u>第8条 公開の請求に対し、当該公開の請求に係る市政情報が存在しているか否かを答えるだけで、第6条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該市政情報の存否を明らかにしないで、当該公開の請求を拒否することができる。</u>	
<u>第9条 (略)</u>	<u>第8条 (略)</u>
(市政情報の公開の請求に対する決定等)	(市政情報の公開の請求に対する決定等)
<u>第10条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日から起算して15日以内に、当該請求に対する可否の決定(第8条の規定により公開の請求を拒否するとき及び公開の請求に係る市政情報を保有していないときの決定を含む。)をし、及び当該決定の内容を請求者(前条の規定に基づき請</u>	<u>第9条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求を受理した日から起算して15日以内に、当該請求に対する可否を決定し</u> <u>_____</u> , <u>及び当該決定の内容を請求者(前条の規定に基づき請</u>

求したもの。以下同じ。)に対し、通知しなければならない。

2から4まで (略)

第11条 (略)

(手数料)

第12条 市政情報の公開等に係る手数料は、次のとおりとする。

(1) 第5条各号に掲げるものが、第9条の規定に基づき請求する場合 無料

(2) (略)

2及び3 (略)

(不服申立て)

第13条 実施機関は、第10条第1項の規定による決定に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するとき及び非公開決定を取り消すときを除き、遅滞なく、守谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対しての決定を行わなければならない。

第14条から第20条まで (略)

求したもの。以下同じ。)に対し、通知しなければならない。

2から4まで (略)

第10条 (略)

(手数料)

第11条 市政情報の公開等に係る手数料は、次のとおりとする。

(1) 第5条各号に掲げるものが、第8条の規定に基づき請求する場合 無料

(2) (略)

2及び3 (略)

(不服申立て)

第12条 実施機関は、第9条第1項の規定による決定に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するとき及び非公開決定を取り消すときを除き、遅滞なく、守谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対しての決定を行わなければならない。

第13条から第19条まで (略)

守谷市個人情報保護条例新旧対照表

改 正	現 行
(開示請求に対する決定等) 第14条 実施機関は、前条第1項に規定する開示請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定 <u>(第18条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときの決定を含む。)</u> をしなければならない。	(開示請求に対する決定等) 第14条 実施機関は、前条第1項に規定する開示請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報を開示する旨又は開示しない旨の決定_____ _____をしなければならない。
2から6まで (略) <u>(個人情報の存否に関する情報)</u> 第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第16条各号のいずれかに該当する情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。	2から6まで (略) (新規)
第19条から第21条まで (略) (削除を請求する権利) 第22条 (略) 2 第12条第2項、 <u>第20条</u> 及び前条の規定は、削除請求及びこれに対する決定について準用する。 (目的外利用等の中止を請求する権利) 第23条 (略)	第18条から第20条まで (略) (削除を請求する権利) 第21条 (略) 2 第12条第2項、 <u>第19条</u> 及び前条の規定は、削除請求及びこれに対する決定について準用する。 (目的外利用等の中止を請求する権利) 第22条 (略)

2 第12条第2項, 第20条及び第21条の規定は、
目的外利用等の中止請求及びこれに対する決定について準用する。

第24条から第30条まで (略)

2 第12条第2項, 第19条及び第20条の規定は、
目的外利用等の中止請求及びこれに対する決定について準用する。

第23条から第29条まで (略)

守谷市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表

改 正	現 行
(所掌事項) 第2条 審査会は、守谷市情報公開条例 <u>第13条</u> 及び守谷市個人情報保護条例 <u>第25条</u> の規定による諮問に応じて審査し、答申する。 2 (略)	(所掌事項) 第2条 審査会は、守谷市情報公開条例 <u>第12条</u> 及び守谷市個人情報保護条例 <u>第24条</u> の規定による諮問に応じて審査し、答申する。 2 (略)